

決 算 報 告 書

(第 2 期)

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本ゴルフーツリズム推進協会

東京都千代田区神田錦町三丁目23
番地 メットライ7神田錦町ビル11階

電話 : 03 - 5217 - 8990

貸借対照表

平成29年 3月31日 現在

一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	267,629	【流動負債】	727,729
現金及び預金	1,123	未払金	447,729
前払費用	266,506	未払法人税等	70,000
		前受金	210,000
		負債の部合計	727,729
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	-460,100
		利益剰余金	-460,100
		その他利益剰余金	-460,100
		繰越利益剰余金	-460,100
		純資産の部合計	-460,100
資産の部合計	267,629	負債及び純資産合計	267,629

損 益 計 算 書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	2,493,760	
受 取 会 費	2,080,000	
売 上 高 合 計		4,573,760
【売上原価】		
委 託 費	2,367,286	
会 場 賃 借 料	64,800	
合 計	2,432,086	
売 上 原 価		2,432,086
売 上 総 利 益 金 額		2,141,674
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		2,385,217
営 業 損 失 金 額		243,543
【営業外収益】		
受 取 利 息	5	
雑 収 入	20,037	
営 業 外 収 益 合 計		20,042
経 常 損 失 金 額		223,501
税 引 前 当 期 純 損 失 金 額		223,501
法 人 税 等		139,997
当 期 純 損 失 金 額		363,498



販売費及び一般管理費内訳書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会

(単位： 円)

科 目	金 額
外 注 費	78,000
広 告 宣 伝 費	743,600
接 待 交 際 費	16,200
会 議 費	99,428
旅 費 交 通 費	812,699
通 信 費	43,665
事 務 用 消 耗 品 費	96,263
諸 会 費	159,610
支 払 手 数 料	326,432
支 払 報 酬 料	8,640
雑 費	680
販売費及び一般管理費合計	2,385,217

株主資本等変動計算書

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		0
	当期末残高		0
利 益 剰 余 金			
その 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益金額	-363,498
		前期純利益金額	-96,602
	当期末残高		-460,100
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		-460,100
	当期末残高		-460,100
株 主 資 本 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		-460,100
	当期末残高		-460,100
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		-460,100
	当期末残高		-460,100

注 記 表

一般社団法人日本ゴルフツアーリズム推進協会

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ・満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)によっております。
- ・その他有価証券

時価のあるものについて、決算日の市場価格による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部資本直入法によっております。時価のないものについて、移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・評価基準…原価法によっております。
- ・評価方法…仕掛品については個別法、その他については総平均法によっております。

固定資産の減価償却の方法

(1) 償却方法

- ・有形固定資産
建物付属設備及び構築物及び機械装置並びに工具器具備品は定率法、その他は定額法によっております。

- ・無形固定資産
定額法によっております。

(2) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数によっております。

引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権について法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。